

# 学校法人光明学園 IT 機器使用規則

学園では PC を含めた電子機器及び学内ネットワークを学習及び学習に資するコミュニケーションの目的のために利用します。みなさんが快適に IT 機器を活用した学習を進めていくことや、情報社会において適切な活用をするために使用規則を明示します。尚、違反した場合は厳格に対処します。

## 【1】禁止する行為

1. 法令及び校則に反する行為
2. 他人の権利を侵害する情報の送信、開示、拡散等の行為
3. SNS 等を利用した、いじめや迷惑と判断される行為
4. 不適切または違法な情報の送信、開示、拡散等の行為  
(誹謗中傷、罵倒、わいせつ、個人の隔離、なりすまし、チェーンメール等)
5. 著作権法に違反した資料の活用等の行為  
(著作物として保護されているデータやソフトのコピーや流布、購入前の撮影行為等)
6. IT 機器の破壊、改造等の行為
7. 著作物、制作物等のデータの破壊、改ざん等の行為
8. 企業、教育機関、個人のシステムに侵入し、不正に利用したり、運用を妨害したり破壊する行為  
(サイバー攻撃、コンピュータウィルスのアップロード等)
9. 以上に示す事項のほか、学園が不適切と判断する全ての行為

## 【2】ネットワーク利用のルールとマナー

1. 法令及び校則を遵守する
2. 自己所有の IT 機器の管理は全て自己責任とする
3. ID およびパスワードは厳重に自己管理をする
4. メッセージの送信等では、適切な言葉を使用し、悪意のあるメッセージや不適切な言葉でのやりとりおよび違法行為に関係することはしない
5. 自分自身や他人の個人的な住所、電話番号、その他の情報等のプライバシーを守る
6. ネットワークを介してアクセス可能なすべての情報は、著作者の所有物であるため、再利用の際は、著作者の許可を得るか適切な引用ルールを遵守する
7. 以上に示す事項のほか、学園が不適切と判断する全ての行為をしない

※ 学校法人光明学園 IT 機器使用規則は、2019 年 4 月 1 日以降適用します。

※ 規則を適宜、改正・変更することがありますので、ホームページを定期的にご確認ください。